

ID: 39

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	手数料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市証明等手数料条例 第6条		
例 規 番 号	平成17年条例第62号		
【根拠条文】 (免除) 第6条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない。 (1) 法令の規定により無料として取り扱うとき。 (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったとき。 (3) 市長が特に公益上手数を徴しないことが適当であると認めたとき。 (4) 公費をもって救助を受け、又は扶助を受けるために必要なとき。 (5) 手数料を納める資力がないと認めるとき。 (6) 公的年金受給権者の現況届の証明に係るとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考	各課共通		
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日